

## 一ノ関駅東口まちづくり株式会社の設立について

### 1 一ノ関駅東口まちづくり株式会社の設立に向けた取組経過

- (1) 一関市駅東工場跡地管理運営法人設立準備会（令和4年4月1日に設置。以下「準備会」と表記）で駅東口工場跡地の管理運営を担う法人の設立に向けた検討を実施
- (2) 第12回準備会（令和6年10月25日開催）までに法人設立に向けた検討が整い、法人設立の具体的な手続きを進めることを確認
- (3) 準備会の設置者である市からの株式引受依頼に対して、準備会構成員のうち、いわて平泉農業協同組合（以下「JA」と表記）を除く、残り全員が承諾
- (4) JAから次の理由により法人設立時点の株式引受け（出資）は見送る旨の回答

- ① JAとしては、（仮称）一ノ関駅東口まちづくり株式会社の設立主旨には賛同する。
  - ② JAの上部団体から、「農業協同組合は、法律で事業・活動が定められており、発起人になるためには、一定のルールがある。その決定の手続きを行うためには、時間的な制約があることから、令和7年1月を目途とする株式会社設立に間に合わない可能性がある。」との指導があり、発起人に加わること及び発起人としての出資は見送る。
  - ③ JA管内、一関市における地域振興には、農業振興が大きな割合を占めるものであり、一ノ関駅東口まちづくり株式会社に参画し、地域振興、農業振興が図られるよう、早期の出資に向けて取り組む。
- (5) 令和6年12月20日開催の第13回準備会で、設立時の株式引受けの変更に伴う定款の見直し、法人設立スケジュールを確認
  - ① JA引受予定分の36万円を減額し、資本金を264万円とすると、出資割合が変わり3金融機関が銀行法で定める出資割合の制限（5%）を超過することから、資本金の額は300万円から変更しない
  - ② JAが引受予定としていた36万円は当面、市が引き受けて法人を設立する
  - ③ JA団体内からの推薦をもって選任を予定していた設立時取締役は、一関商工会議所からの推薦をもって選任する
  - ④ JAの出資の手続きが終了次第、市からJAに株式を譲渡（売払い）する

### 2 法人設立スケジュール

令和7年1月上旬	市の出資金を増額するための補正予算を提出
1月中旬	一ノ関駅東口まちづくり株式会社の定款の認証
1月中旬～下旬	発起人による出資金の払い込み
1月下旬以降	法人設立登記申請

### 3 管理運営法人の概要

項目（定款条項）	内容		
(1) 商号（第1条）	（仮称）一ノ関駅東口まちづくり株式会社		
(2) 所在地（第3条）	一関市竹山町7番2号		
(3) 代表者（第44条）	石川 隆明（一関市 副市長）		
(4) 資本金（第41条）	300万円		
(5) 設立時発起人、出資金及び出資割合（第45条）	一関市	204万円	68%
	一関商工会議所	36万円	12%
	一関信用金庫	15万円	5%
	岩手銀行株式会社	15万円	5%
	北日本銀行株式会社	15万円	5%
東北銀行株式会社	15万円	5%	
(6) 機関構成（第5条）	株主総会及び取締役のほか、取締役会及び監査役		
(7) 取締役の員数、任期（第24条、第26条）	3名以上、2年		
(8) 監査役の員数、任期（第35条、第36条）	2名以内、4年		
(9) 事業年度（第38条）	毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期		
(10) 株主総会（第16条）	定時株主総会：毎事業年度終了日の翌日から3か月以内 臨時株主総会：必要がある場合随時		